

ハーバーマスとコールバーグ

——討議倫理学と道德教育——

藤井 佳世

Habermas and Kohlberg:

Discourse Ethics and Moral Education

Kayo FUJII

横浜国立大学教育人間科学部紀要 I (教育科学) No.17 別冊

Reprinted from
THE EDUCATIONAL SCIENCES
Journal of the College of Education and Human Sciences
Yokohama National University
No.17, FEBRUARY, 2015

Habermas and Kohlberg: Discourse Ethics and Moral Education

藤井佳世 (KJF UI I)

はじめに

ハーバーマスは、なぜコールバーグ理論を導入したのだろうか。コールバーグ理論を導入することによって、経験的研究と哲学的研究の結びつきを志向するハーバーマスの理論にもたらされたことは、何だったのだろうか。

『社会化の理論と研究に関するハンドブック』（1969）に収められているコールバーグの論文「段階と順序——認識発達の立場からみた社会化」を監訳した永野重史が述べているように、「コールバーグは、道德性の発達に関して、『判断』の役割を重視することで有名」（永野 1987:ii）であり、彼の考案した道德性の発達段階は、道德教育に大きな影響を与えている¹。

コールバーグの道德性の発達段階に対しては、ケア論の立場からすでに次のような批判がなされている。「ケアしながら、ケアする能力によって自分自身を見定める、このような関与は、コールバーグの『第6段階』の道德性にとって代わる女性的な立場をあらわしている。第6段階では、道德的に思考するひとは、最も高次な原理——人間愛とか誠実さとか苦しみからの救いとかに、それぞれの位置づけにふさわしい価値を与えるために、道德的推論の段階を配列し直すことができる——に訴えることで、個別的な道德原理を超える。しかし、ケアするひととしての女性は、諸原理間で優先順位を配列し直すことにそれほど関心をもっていない。むしろ、ケアを維持し、高めることに関心がある。具体的な状況から、演繹的な論証の定式化を許す諸要素を抽出するのではない。むしろ、敏感で、受容的で、責任ある行為主体として、具体的な状況にとどまる。このようなケアリングの方向定位の結果として、女性は、コールバーグによって、第3段階、すなわち道德的な行為主体が『よい子』でありたいと思う段階で『のびなやんでいる』とみなされている。けれども、よくありたいという願望、いまここでケアされているひとに代えてケアするひとでありたいという願望は、倫理的行動に、健全で、うるわしいもうひとつの基礎を提供する」（Noddings 1984:42=2012:66-67）。ケア論からのこうした批判がおこなわれた後も、ハーバーマスはコールバーグ理論を擁護している。

ハーバーマスとコールバーグの理論的出会いは、1960年代後半から70年代前半にさかのぼる。その始まりは、社会学的観点からみた、社会における若者の成長モデルに関する研究であった。ハーバーマスは、コールバーグの理論に含まれている隠れた規範的内容をとりだし、コミュニケーション論的に組み替えようとしたのである。そこで、ハーバーマスは、コールバーグ理論に対して、1970年代半ば、コミュニケーション論的観点から批判的考察を行った。

これまで、ハーバーマスの視点から照射されたコールバーグ理論の研究は、あまり十分に
なされてこなかった²⁾。そのため、本稿の目的は、ハーバーマスとコールバーグの視点の共
通性と相違性について明らかにすると同時に、両者の視点の違いが後のハーバーマスの理
論にどのような影響を与えたのかについて考察することにある。

1. 社会進化モデルを経験的に提示したコールバーグ

1970年代前半から半ばにかけて、ハーバーマスは、R.Doebert, G.Nunner-Winklerらと取り
くんでいた「後期資本主義社会におけるコンフリクトと退行のポテンシャル」、「青年期(17
歳~20歳)の危機とアイデンティティ形成」に関する研究のなかで、青年期のアイデンティ
ティ形成と道徳的な知の関係に着目するようになった。1974年7月フランクフルト社会研
究所創立50周年を記念した講演の中で、ハーバーマスは、経験的研究の一つとしてコール
バーグ理論を取りあげている。

当時、ハーバーマスが試みたことは、反実証理論の立場にたち、経験的理論に見られる規
範的内容をとりだし再構成する(Rekonstruktion)ことであった。なぜなら、経験的理論に
含まれる規範的内容を取り出すことは、ハーバーマスにとって、新たな批判理論の提案につ
ながると思われたからである。ハーバーマスは、フランクフルト学派第一世代に位置づけら
れるアドルノからの方向転換について、次のように述べている。ハーバーマスはアドルノの
『否定弁証法』から、「内的自然をねじまげるなどといった不幸な代償を支払うことなく自由
を可能にする自我同一性、このような自我同一性の規定のアポリアを含んだ展開」
(Habermas 1976:66=2000:72)を読みとった。ハーバーマスはアドルノから着想を得て、人
間の成長発達にみられる規範的内容としての自我同一性に、対抗構造としての可能性を見
いだしたのである。

ハーバーマスは、自我同一性に関する発達論を①分析的自我心理学、②認知的発達心理
学、③象徴的相互行為論の三つに分類し、それらに共通することを次のように述べている。

1. 成人した主体の言語能力と行為能力は、成熟過程と学習過程が統合された結果である。
2. 言語能力と行為能力をそなえた主体の形成過程(Bildungsprozess)は、複雑さを増して
いく発達の段階であり、その発達段階は不可逆的である。そこでは、いかなる段階も飛び越
すことはできないのであり、高次の段階はその前の段階の内容を含んでいる。
3. 人間形成過程(Bildungsprozess)は、不連続的であるだけではなく、成熟の危機をはら
んでもいる。危機を生産的に解決したという経験は、後の危機を克服する条件である。
4. 人間形成過程の発達の方向は、自律(Autonomie)が増大してゆくことである。ここで
いう自律は、主に独立していくことを意味する自立(Unabhaengigkeit)として考えられてお
り、その自立の意味内容は効果的な問題解決ができるという問題解決能力の獲得である。
5. 自我同一性(Identitaet)は、ある種の一貫した要求を満足させる言語能力と行為能力
をそなえた主体の能力を意味している。ここで述べられている自我同一性は、認識的な前提

に依存するが、社会的な相互行為のなかで形成される能力のことである。同一性はまず社会システムに統合されるような「社会化 (Vergesellschaftung) によって生ずる」が、後に、そうした社会システムに対して自立するという「個性化 (Individuierung)」を展開する (Habermas 1976:68=2000:74)。

6. 学習 (Lernen) の重要なメカニズムは、外的な構造から内的な構造へ転化していくことにある。この転化は、すでにピアジェが述べた内面化のことであり、その内面化を能動的にくりかえすことによって、自立が獲得される。

以上の6点に対し、ハーバーマスは、自我同一性と道德意識との関わりという観点から、さらに経験的に内容豊かな展開ができるはずだと考え、コールバーグの道德性の発達段階に注目する。ハーバーマスは、次のように述べている。「自我同一性は普遍的なコミュニケーション・レベルの認知的優位性を求めるばかりではなく、自己自身の欲求をコミュニケーション構造のなかで正当化することのできる能力」 (Habermas 1976:74=2000:80) も求めている。すなわち、道德意識の発達がコミュニケーションと人格発達の重要な一部であると捉えたのである。

ハーバーマスは、自我同一性の展開のなかに、自らの行為を説明することのできるコミュニケーション的な道德意識の発達を見いだした。この点について、「道德の発達と自我同一性」論文を収めている『史的唯物論の再構成』を英訳したマッカーシー (Thomas McCarthy) は、次のように述べている³⁾。「ハーバーマスは人格構造と社会構造、アイデンティティの形と社会統合の形の相互依存から始めている。しかし、ハーバーマスが展開している社会心理学的枠組みは、精神分析の適応以上のことを含んでいる。すなわち、心理言語学、認識心理学から社会的相互主義や精神分析にいたるいくつかの領域における発達研究 (developmental studies) にしめされているような、自我 (あるいは自己) 発達の統合されたモデルである」 (McCarthy 1995:xix)。自我同一性の形成が社会のありかたやコミュニケーションと密接に結びついていることに気づいたハーバーマスは、「個体発生を、言語発達、認識発達、相互行為発達、自我 (自己) 発達の相互依存プロセスとして解釈した」 (McCarthy 1995:xx) のである。ここにあげた最初の三つ、すなわち、言語発達、認識発達、相互行為発達はそれぞれにおいて発展するが、「自我の発生は、それらから分離して生じる発達ではなく、それらを補うようなプロセスに位置」づけられている。すなわち、「自我の発達は、言語構造、思考、行為のなかに『内的自然』を統合することを通して、あるいはそのなかで発展する」 (McCarthy 1995:xx) ものであると捉えられている。

「道德の発達と自我同一性」論文は、先に述べたように、自我同一性とはさまざまな要素が複雑にかかわりあっている、ということに焦点をあてたものであり、マッカーシーによれば、その中心にあるのが道德意識の発達である。「ハーバーマスは、道德意識の動機の側面、すなわち発達プロセスの心的ダイナミクスを考察している」 (McCarthy 1995:xxi)。このように、コールバーグの枠組みを用いながら、「ハーバーマスは、相互行為能力の発展にふく

まれるステージを伴う能力段階を整理することによって、より広い行為論的な枠組みのなかに、コールバーグモデルをおいている」(McCarthy 1995:xxi)。すなわち、自我同一性は、単に個人の内面の成長というよりは、言語、認識、相互行為の発達に関わりながら展開していくのであり、その中に、道德意識の発達が含まれるのである。ここで述べられている道德意識とは、社会正義の判断に関わることであり、何が社会のなかで正当なことなのか、それをどのように自己自身が捉えているのかに関わることである。それでは、このような道德意識は、どのように育まれるのだろうか。

ハーバーマスは、コールバーグの道德性の発達段階にみられる行為コンフリクトの解決方法を、「討議という手段を用いたコミュニケーション的行為、すなわち、了解に定位した行為の継続として理解」(Habermas 1976:74=2000:81)できると捉えた。すなわち、道德意識はコミュニケーションを通して育まれると考えたのである。それゆえ、ハーバーマスにとって、子どもの認識能力は「コミュニケーションに参加できる能力」(Habermas 1976:74=2000:83)として捉えられる。

2. 第6段階の不十分さ

ハーバーマスは、コールバーグの経験的研究を「役割行動の一般的な有効性と道德意識を結びつけること」(Habermas 1976:76=2000:83)を通して、相互的なコミュニケーションの観点から、理論的に論じなおそうとした。ハーバーマスが注目したことは、「社会的役割と行為規範との妥当性を疑うことを学び始め」と「対立しあう規範を評価できる原理」が生まれ、討議の段階に入ることである(Habermas 1976:77=2000:85)。

ハーバーマスは、このような規範を評価する原理と自我同一性のプロセスとをむすびつけ、次のように解釈している。自我同一性は、まず、自然的同一性(肉体との同一性)から始まり、シンボリック同一性(役割理解)へ発展し、最終的には自己同一性へ至る。この自己同一性は、「具体的な役割や特殊な規範システムから独立していると主張できる人格(Person)」(Habermas 1976:80=2000:87)になる、ということである。この最後の段階において、社会慣習的な規範と「規範が生み出される原則とを厳密に区別」(Habermas 1976:80=2000:87)することができる。すなわち、原理的に判断することができるのである。

最終的な自己同一性の段階、言い換えれば、人格の段階とは、「両立しえない役割期待に直面しても、一連の矛盾した人生の諸時期をくぐりぬけるにあたって、整合性の要求を満たすことのできる何者かとして、いかなる状況においても信頼されうることを示す抽象的能力だけを通して、己の自我を安定」(Habermas 1976:80=2000:87)させることのできる段階である⁴。

この段階は非常に高い相互行為能力を有している。ハーバーマスによれば、コンテキストから独立していくにつれて、相互行為能力は高まり、反省性の度合いが高まっていく。反省性の高まりとは、単純な行動期待の反省から義務と傾向性の反省(=事実性からの区別)へ、そして、自律と他律の反省(=伝統的規範と原理的に正当化できる規範との区別)へと高ま

ることである。その意味で、相互行為能力のなかに反省性は含まれる。ハーバーマスは、次のように述べている。「『道德意識』ということではわれわれが理解しているのは、道德的に重要な行為のコンフリクトを、意識的に処理するために相互行為能力を駆使することができるということである」(Habermas 1976:82=2000:90)。したがって、「ある段階で相互行為能力を発揮できる人は、その同じ段階で道德意識を形成するだろう」(Habermas 1976:86=2000:94)。

ハーバーマスは、相互行為能力の観点から道德意識を捉え直したことによって、コールバーグの道德性の発達段階における第6段階、正しさは個人の良心によって決定される、ということに対して批判的である。ハーバーマスは、コールバーグの第6段階を「当該の規範の一般化可能性をモノロギ的に吟味」する段階であり、「普遍的言語倫理の段階に至ってはじめて、欲求の解釈自体も実践的討議の対象となる」(Habermas 1976:84=2000:91)と述べ、第7段階を提案する。この提案を示したのが、次の表1である。

表1 役割能力と道德意識の段階 (Habermas 1976:83=2000:92)

古い段階	コミュニケーションのレベル		相互性要求	道德意識の段階	よい生活の理念	妥当領域	哲学的再構成	古い段階
I	行為と行為の結果	一般化された快/不快	不完全な相互性	1	服従による快の最大化/不快の最大化	自然的環境と社会的環境	素朴な快樂主義	II a
			完全な相互性	2	等価交換による快の最大化/不快の最大化			
II	役割	文化的に解釈された要求	不完全な相互性	3	第一次的集団の具体的論理性	第一次的準拠人格の集団	具体的な秩序思考	II b
	規範システム	(具体的な義務)		4	二次的集団の具体的論理性	政治的集団のメンバー		
III	原理	普遍的快/不快(利益)	完全な相互性	5	公民的自由公共の福祉	すべての法仲間	理性的自然法	III
		普遍的義務		6	道德的自由	私人としてのすべての人間	形式主義的倫理	
		普遍的な要求解釈		7	道德的自由と政治的自由	フィクションとしての世界社会のメンバーとしてのすべての人	普遍的言語倫理	

第6段階と第7段階を分けた最大の理由は、「規範を正当化する原理は、もはやモノローグ・ギッシュに適用できる一般化の原則ではなく、規範的妥当性の要求を討議的に解決するにあたって、共同で従わなければならない手続きだという質的違いがある」(Habermas 1976:85=2000:93) ことによる。ハーバーマスにとって、コールバーグの第6段階は「道徳性の観点のもとでのみ展開される自律モデル」(Habermas 1976:87=2000:96) であり、強制なき自我同一性の内容的な豊かさが十分にとらえきれていない。強制なき自我同一性による討議こそが、第7段階に設定されるべきである。こうした「形式的な義務倫理から普遍的な発話倫理への移行」は、「欲求の解釈がもはや所与のものと考えられるべきではなく、討議的な意志形成のなかに含まれる」(Habermas 1976:87=2000:96) ことを示している。その意味で、第7段階における自我同一性は、ある種の自由を意味している。

ハーバーマスにとって、道徳意識の獲得は私的で単なる内面形成に帰することではなく、規範そのものを組み替える手続きのことであり、そこにコールバーグとの違いをみることができる。このようなハーバーマスの提案は、道徳意識の段階を相互行為能力と自我同一性の発達プロセスから捉え直したモデルである、といえる。

3. ハーバーマスの批判への回答

コールバーグらは、上記のようなハーバーマスからの批判をうけて、『道徳性の発達段階——コールバーグ理論をめぐる論争への回答——(Moral Stage:A Current Formulation and a Response to Critics,1983)』のなかで、応答をしている。その主な主張は、ハーバーマスが提案した第7段階は特に必要ない、ということに集約される。

コールバーグらによれば、コールバーグ理論に対する批判的コメントは大きく二つのタイプに分けられる。一つは、根本的な欠陥を指摘するグループであり、もう一つは、修正を促すグループである。ハーバーマスは、後者のグループに位置づけられている。なぜなら、コミュニケーション、自己と社会の構造の相互作用をとりあつかうハーバーマスの理論は、発話行為に参加するためのコミュニケーション能力の個体発生は普遍的で形式的な発達の特徴を有していると捉えており、コールバーグのモデルと合致するところが多くあるからである。

では、どのような点に違いがあると捉えたのだろうか。コールバーグらは次のように述べている。「ハーバーマスによって概念化された自我発達と道徳発達においては、公正推論の構造(structures of justice reasoning) そのものが規定されているわけではない。われわれにとって、公正推論の構造すなわち『ハード』な段階には、平等性(equality)や衡平性(equity)、互惠性(reciprocity)といった操作が含まれている。そして、われわれは、これらの操作が間人格的な相互行為に関する操作であり、ピアジェが認知領域で示した論理的操作に対応していると考えてきた。これに対して、ハーバーマスの論文において規定されているのは、コミュニケーション能力と役割能力のレベルであると思われる。これらはともに、セルマンの社会的パースペクティブ取得のレベルと同様のものと考えられる。……ハーバーマスの

相互行為能力のレベルも、セルマンの社会的パースペクティブ取得のレベルも、われわれの道德的段階を規定するための必要条件ではあるが、十分条件ではないと考えることができる。言いかえるなら、道德的推論の構造にみられる公正操作は、社会的パースペクティブ取得のレベルごとに変化していくが、この構造事態は概念的にみても社会的パースペクティブ取得のレベルに還元することができない」（Kohlberg 1983:162-163=1992:259）。いいかえれば、道德性の問題においては、公正さを維持する構造が中心になるべきであり、ハーバーマスの述べる相互行為能力はその一つであると捉えられたのである。

しかし、ハーバーマスが重視したことは、自我同一性は自我単体によって形成されるのではなく、他者への依存や結びつきによって形成される、ということであった。いいかえれば、ハーバーマスは、自己と他者を相互形成的なものとして捉えており、その形成を促すのがコミュニケーションや討議であった。したがって、第7段階は、討議による意志形成によって自我同一性の形成と道德原理の獲得を明示したものになったのである。

こうしたハーバーマスの主張に対して、コールバーグらは次のように応えている。「自我同一性やコミュニケーション能力の発達といった問題は、これまでコールバーグの理論では明示的にあつかわれてこなかった。けれども、われわれの理解するかぎり、これらの問題に関するハーバーマスの見解は、道德発達だけでなく、人間の発達全般に関するわれわれの考え方と一致している。また、われわれは、ハーバーマスの分析が、自我発達や道德発達の領域における今後の研究に貢献するだろうと評価している。とはいえ、われわれは、ハーバーマスが導きだした公正推論の第7段階が必ずしも必要なものではない、と考えている。なぜなら、われわれの第6段階に関する考えは、ハーバーマスの主張に合致していると考えられるからである」（Kohlberg 1983:163-164=1992:260-261）。

コールバーグら自身も分析しているように、「ハーバーマスが第7段階の存在を主張するのは、第6段階に関するコールバーグの考えではダイアログの原理が見落とされている」（Kohlberg 1983:164=1992:261）からである。このことについては、「コールバーグも、実生活における現実の道德的葛藤においては、第6段階の推論手続きには、論理的にみてダイアログが不可欠であると考えている」（Kohlberg 1983:163-164=1992:261-262）。

ピアジェの認識論から出発したコールバーグは、平等性、衡平性と互惠性を前提にしている一方、ハーバーマスは、これらをコミュニケーション能力や役割能力として読みかえている。ハーバーマスの強調点は、自我同一性や道德意識はコミュニケーションによって編まれるという点にある。このことに対して、コールバーグらは、コミュニケーションにおける相互作用の原理に注目する必要性や重要性には同意するが、主張そのものに大きな違いはなく、第7段階を設ける必要はないと応えた。

4. 道德意識、コミュニケーション的行為、討議

ハーバーマスは、1983年に出版された『道德意識とコミュニケーション行為』⁵において、経験的研究の代表例として、コールバーグ理論を再び取りあげている。ここでは、自我同一

性にではなく、社会に通用している規範に疑問を抱き、その規範の妥当性を吟味する討議 (Diskurs) に焦点をあてている。討議には規則がある。それは、「すべての関与者が、実践的討議の参加者として、同意 (Zustimmung) を与えた (与えるであろう) 規範のみが妥当を請求しうる」 (Habermas1983:103=2000:146) という規則である。こうした討議は、「係争中の当の規範にすべての人が従った場合に、すべての個人ひとりひとりの利害関心の充足にとって生ずる (と予期しうる) 結果や随伴結果を、すべての関与者が受け入れる」 (Habermas1983:75-6=2000:108) という普遍化原則 (Universalisierungsgrundsatz, U) を前提にしている。この普遍化原則は、ハーバーマスが唯一の道德原理と呼ぶものであり、カント以来の認知主義倫理学を手がかりにしながら導きだしたものである。

討議は、社会に通用している規範を正当なものとして受け入れるコミュニケーションの行為とは異なり、社会に通用している規範そのものを疑い、妥当性を請求する行為である、という特徴を有する。ハーバーマスは、次のように述べている。討議によって、「規範は、真に妥当することとただ社会的に通用することとの混淆 (Fusion) が解消される」 (Habermas1983:189=2000:271)。すなわち、規範は、討議を通して妥当性を検討することによって、道德として捉えることができるようになるのである。

こうした討議倫理学について、ハーバーマスは次のように述べている。

「討議倫理学は、なんらかの倫理上の内容をめざすのではなく、判断形成の不偏不党性を保証すべき手続きとはいかなるものかを、それも十全な前提を満たす手続きとはどのようなものかを明らかにする。実践的討議とは、正当とされる規範をつくりだすための手続きではなく、仮説として検討にかけられる規範が妥当か否かを吟味するための手続きである。こうした手続き主義こそ初めて、討議倫理学を他の認知主義的・普遍主義的で形式主義的な倫理学から区別するものである。そしてまたロールズの正義の理論からも区別するものなのである」 (Habermas1983:132-3=2000:193)。

ハーバーマスは、『道德意識とコミュニケーション行為』において、討議倫理学を道德性の発達段階とむすびつけ位置づけるために、ピアジェとコールバーグが用いた「構成的学習」という概念に注目している。いいかえれば、ハーバーマスは、(コールバーグと同様) 道德性の発達段階を学習過程として捉えるのである。ここでいう学習の意味内容は、「前の段階では正しいとみなしてきた道德判断がどうして誤っていたのかを説明できる」 (Habermas1983:136=2000:198) ようになる、ということである。この学習過程は、ある問題に接した時に、学習者が認知的に蓄積されたものを創造的に組み直す構成のことである。ここでは、既存の社会のなかで獲得した規範の正しさに対して、学習者が仮説的態度をとることによって、構成的学習が可能になる。それゆえ道德的な成長は、構成的学習が重ねられることによって展開する出来事である、と考えることができる。

こうした構成的学習の重なりは、学習者に単に社会で通用している規範と妥当性を有している規範との区別をうながす。この点にハーバーマスの強調点があり、それを明確に示した新たな道德性の発達段階を提示している。ハーバーマスが提示する道德意識とコミュニケーション的行為の発達段階は、次の表2の通りである。

表2 相互行為の段階、社会的パースペクティブ、そして道德段階
(Habermas1983:176-177=2000:254-5)

行為類型	パースペクティブの構造	行動期待の構造	権威の概念	動機づけの概念	社会的パースペクティブ		道德判断の段階
					パースペクティブ	正義の概念	
前慣習的段階 権威に左右される相互行為 利害に左右される協同行為	相互性にもとづく行為パースペクティブの結合	個別的な行動パターン	準拠的個人の権威： 外的にサンクションされた恣意	個人に対する忠誠心： 報酬/処罰による方向づけ	自己中心的パースペクティブ	命令と服従の相補性	1
						補償の対称性	2
慣習的段階 役割行為 規範に導かれた相互行為	観察者のパースペクティブと参加者のパースペクティブの調整	社会的に一般化された行動パターン： 社会的役割	超個人的恣意の内面化された権威 = 忠誠心	傾向性 対 義務	第一次集団のパースペクティブ	役割同調性	3
		社会的に一般化された役割： 規範の体系	超個人的集合意志の内面化された権威 = 正当性			集合体のパースペクティブ（システムの観点）	現存する規範の体系への同調性
脱慣習的段階 ディスクリス	話者のパースペクティブと世界のパースペクティブの結合	規範の吟味のための規則： 原理	社会的運用 対	他律性 対 自律性	(社会にアプリアリな) 原理のパースペクティブ	正義の原理による方向づけ	5
		原理の吟味のための規則： 規範の根拠付けの手続き	理想的妥当			手続きにもとづくパースペクティブ（理想的—役割取得）	規範の根拠付けの手続きによる方向づけ

この表2は、コールバーグの3水準6段階をベースに、規範の変容を射程におさめた道德意識の形成過程を記したものと見える。最初の前慣習的段階では、自分と相手の視点だけを獲得していくため、自己中心的な考えや相手の求めていることだけを判断の基準に据える傾向がある。次の慣習的段階では、第三者の視点から自分や相手を捉えることができるようになり、パースペクティブが拡大する。この段階では、単純に相手の考えを判断の基準にするのではなく、家族の習慣、所属するコミュニティの習慣、学校のクラスの決まりごとといった観察者の視点を判断に据える。最終的な脱慣習的段階では、社会のなかで妥当している規範を変容させるためには、それにかかわるすべての人の視点を獲得し、その観点から「正しさ」を判断することになる。このようにして、一人ひとりのパースペクティブの変容が道德意識の形成につながるというものである。特徴的なことは、もっとも高次元において、規範の変容が討議という規範の根拠づけを行う手続きによってもたらされるという点である。

ここまで見てきたように、ハーバーマスの強調点は、一貫して、コミュニケーションのなかで妥当性が付与される規範にある⁶。いいかえれば、社会に通用している規範を反省的に捉える段階である。それゆえ、実質的な道德原理から直接的に、すべき行為としての道德的義務が導かれるモデルとは異なり、普遍的討議によって道德原理が導かれるという考えを主張している。

こうしたハーバーマスの主張は、正義の観念は相互性から導き出される、ということも含んでいる。「正義の観念はあくまでも討議において想定されている相互性（Reziprozität）の理想化された形式から導きだされうる」（Habermas1983:179 =2000:258）。コールバーグと異なる点は、この「相互性」を重視しているかどうか、この相互性をどのようにとらえているか、ということにある。

先に見たように、コールバーグモデルをベースに道德意識とコミュニケーション的行為モデルを提示しているハーバーマスは、コールバーグを批判するというより、批判的乗り越えをおこなっているといえる。そのため、ハーバーマスは、コールバーグ理論に対して批判的な理論を展開しているケア論者らの問題点を指摘する。コールバーグの正義を重視する道德に対してケアの概念も重要ではないか、という主張をおこなったギリガンに対し、ハーバーマスは、「道德の問題と価値評価の問題、あるいは正義の問題と善き生活の問題とを十分に区別していない」（Habermas1983:193 =2000:277）と論じている。

5. 討議倫理学——狭い道德概念

『道德意識とコミュニケーション行為』以後、ハーバーマスは、討議における道德、すなわち討議倫理学の理論的展開を続けている。1985年に行われたニューレフト・レビューによるインタビューのなかで、ハーバーマスは道德について次のように語っている。

「私は比較的狭い道德概念を選びたいと思います。道德は、根拠をもって決断できるような実践的問題に、言いかえると合意によって解決できるような行為間の紛争にかかわるものです。道德的な性質をもつ問いとは、——すべての者が望みうるようなものという——カント的な普遍化の視点のもとで有意義に答えられるような問いだけです。同時に私は、道德理論についても弱い概念を選びます。これについてはすでにお話したように、その理論は『道德的な観念』を説明し正当化すべきものであり、それ以上のことをすべきものではありません。カントを受け継いだ、義務論的、認知主義的、あるいは普遍主義的な道德諸理論は正義の理論であり、よき生とはなにかという問いには答えられないものなのです。それらは典型的には、規範と行為の正当化という問題に特化しています。正当化された規範をどうすれば特定の状況に適用することができるか、また道德的洞察をどうすれば実現することができるかという問いには、それらの理論はまったく答えることができないのです。要するに、道德理論に過剰な要求をすべきではなく、その要求の一部は社会理論に、そして大部分は問題の当事者自身に委ねるべきだということです——それがかれらの道德的討議であれ、ある

いはかれらの良識であれ。道德理論はこのように単に弁護的な役割を果たすに過ぎないので、その範囲はごく限られたものになるのです。」(Habermas 1985:237= 1995:330-331)

『道德意識とコミュニケーション行為』が出版された後、さまざまな立場の論者から反論があったため、『討議倫理学』を1991年にハーバーマスは出版する。ここでは、『道德意識とコミュニケーション行為』において示されていた道德に対するハーバーマスの考え、すなわち正義と善を分けるという視点について、さらに詳細な検討がなされている。そのため、ハーバーマスの道德に対する立場が明確にしめされ、「善よりも、義務論的理解に基づく正義の優位性を擁護」(Habermas 1991:7=2000:1)することに専心した内容になっている。

『討議倫理学』に収められている、1988年バークレイで行われた講義「実践理性のプラグマティックな、倫理的な、道德的な使用について」において、ハーバーマスの考える「道德」についての詳細な理論化が本格的に始まった。ハーバーマスが提案する道德理論とは、先にもあげた討議倫理学のことである。この討議倫理学の特徴は、「善き生、あるいは善」と「正義(Gerechtigkeit)、あるいは正」を区分けすることにある。この区分けは、討議倫理学が射程にする道德は、「狭い道德概念」(Habermas 1991:219=2000:262)である、ということの意味する。

このような、道德と倫理の区分け、いいかえれば正義の問題と善き生活の問題の区別は、ハーバーマスの述べる「道德」の独自性でもある。規範と価値を分けるというハーバーマスの考えは、討議倫理学の射程を限定することにつながる。

フォルストによれば、討議倫理学は、正しい、公正な行為の規範に限られ、同じように「善き生」の問題に関わらないという狭い道德概念を採用している。ハーバーマスは、「道德」と「倫理」という専門用語の違いを、そこに用いている。より詳細に言えば、道德と倫理の違いとは、道德的規範と倫理的価値の違いのことである。厳格で定言的な道德規範の妥当性は、互いに一般的に結びつき、要求可能である。他方で、倫理的価値は、異なる妥当要求を掲げる。すなわち、ここでの妥当要求は、そのつどの生活形式や個々人の生活史に強く関わって実行されるという特徴をもつ(Forst 2009:306-7)。

日常生活において妥当している規範に問題を抱き、その規範の妥当性を吟味することが、討議であった。その討議に参加する主体に求められるのは、目の前にあるあらゆる生活形態が妥当する範囲から、ひとまず一定の距離をとっていることである。討議によって妥当性が付与された規範は道德の領域に位置づき、日常の生活実践に含まれる価値とは異なる領域に位置づくことになる。

ドイツの教育哲学者であるケンペクス⁷は、道德と倫理の区分けについて次のように考察している。ハーバーマスは、道德性と人倫の概念的違いによって、何が生活形式の道德的・実践的合理性を構成するのかという問いを進めた。道德性は事実や日常の妥当性からは独立した規範の判断のことであり、人倫は、生活形式の全体性に埋め込まれた善き生に関する問題のことである。人倫は、かならずしも距離をおいた反省を必要としない。この区別は重

要である。なぜなら、道德だけが、実践的な人倫ではなく、普遍的な妥当性を要求することができるからである（Kempkes 1992:286-7）。このような「道德性と人倫の媒介は、次のときにだけうまくいく。生活形式のなかですでに道德性と人倫の区別が社会化によって生み出されているときである。そうでない場合は、一般的に妥当している意味も理解されず、価値に対する仮定的な態度がとられることもなく、道德が実践されることもない。道德性と人倫の区別という違いをかりてのみ、私たちは生活形式の合理性に対するハーバーマスの判断基準を理解することができ、使用することができるのである。ハーバーマスの判断基準を用いて異なる生活形式の合理性を判断することができるためには、私たちはすでに合理的な生活形式のなかに文脈づけられていなければならない」（Kempkes 1992:288）。すなわち、「道德と人倫がすでに区別されているような生活形式のなかでのみ、価値に対する仮説的な態度をとり、規範に関する議論が現れるのであり、コミュニケーション的行為が発見されるのである。そして、そこから討議倫理学の規則が再構成される」（Kempkes 1992:288）のである。

おわりに

ここまで、ハーバーマスの思想にみられるコールバーグの位置づけや関わりの変遷についてみてきた。1970年代、社会心理学的な観点から青年心理や自我の確立に関する研究のひとつにコールバーグの道德性の発達段階が取りあげられた。そのモデルのなかに、ハーバーマスは、人間の成長モデルと段階の不可逆性による学習モデルを見出す一方で、コミュニケーションの視点の弱さに気づき、コミュニケーション的観点からコールバーグモデルを再構築してきた。

このように見てくると、ハーバーマスは、1970年代における自我同一性への注目から道德意識の成立、そして道德そのものへと関心の重点が少しずつ移行している。そのなかで、一貫していることは、相互的コミュニケーションによる自我の成立や道德意識の成立という観点である。したがって、コールバーグ理論は、単純に批判の対象として切り捨てられているというよりは、そのモデルを用いながらハーバーマス自身の観点を述べているといえる。その意味で、ハーバーマスとコールバーグを単純な対立図式で解釈することはできない。ハーバーマスの理論は、コールバーグの理論にかなり依拠しているとさえいえるだろう。

討議理論の教育学的意味について考察したパパステファンによれば、「討議理論は、エッセンシャルイズムとニヒリズムの間のディレンマがまちがっているという考えをもっとも効果的に促進する」（Papastephanou 1999:425）ことができる。こうした「討議理論は、リアリティのさまざまな圏域——社会的、主観的、客観的圏域——に関わる妥当要求をとりあつかう。このことは、社会的世界や主観的世界を修復することにつながる。なぜなら、社会的世界や主観的世界での問題が、客観的なものについて考えることや出来事について語ることと同じように、重要であり学習の価値があると捉えることができるからである。理論的・

哲学的レベルにおけるこうした修正は、テクノロジーや科学と同じように研究の領域を維持できないという生活世界的な側面をもつ教育実践に対する重要な要求を提供している」

(Papastephanou 1999:427-8)。具体的には、「ラディカルデモクラティックな価値の考えと同様、コミュニケーションや討議の行為を強調することは、参加の問題、他者への責任、生徒たちの共同作業 (co-operation) の方向へそそぐことになる」 (Papastephanou 1999:428)。

ハーバーマスのコミュニケーション的行為の理論、とりわけ討議を手がかりに考察された道德教育は、教室を小さな社会ととらえることによって、そこでの規範のありかたを話し合いによって吟味し、その際の話し合い活動のルールや資料開発づくりという方向に向かいつつある (渡邊 2002,2006)。今後は、さらに、討議倫理学において提示されたような道德と倫理の区分けとその教育学的意義を含んだ理論にもとづく授業づくりを進めていく必要があるだろう。

【註】

(1) コールバーグ理論に基づいた道德教育の代表例として、モラルジレンマ授業がある。モラルジレンマ授業では、コールバーグが子どもたちの道德性を調査するために用いたハインツのジレンマと同じように、「〇〇はそうすべきだったのだろうか？その理由は？」と問うジレンマ資料を用いる。ここで重視されていることは、どちらの行為が正しいかということではなく、一人ひとりの行為の背後に潜んでいる判断理由である。この理由をめぐる子どもたちの話し合いは、授業の中においてオープンエンドで進む。

(2) ハーバーマスの視点からみたコールバーグ理論を考察したものとして、浅沼 (1998) と野平 (2005) がある。コールバーグからハーバーマスへという道德教育における転換を主張した浅沼は、次のように述べている。「ハーバーマスの対話状況は、コールバーグの方法にあるモノロギ的な限界を超えるもの」 (浅沼 1988 : 38) であり、「コールバーグのいう第 6 段階の社会的公正にいたる価値選択のプロセスは、ハーバーマスが批判したように独白的なものであり、対話というコミュニケーション能力の発達に不可欠な自己反省に導くプロセスが欠けることが指摘された。第 6 段階においては、個人が獲得した価値規範の一般化可能性という観点にのみ関心があり、その可能性の吟味に際し、他者との相互作用において変わりうる価値判断のプロセスという視点に欠けていることが明らかにされた」 (浅沼 1988:41)。

野平は、ハーバーマスの理論にもとづいた道德授業のありかたを構想するなかで、「討議型アプローチでは、話し合いは、個々人の内面にある道德性の段階を再認識し、より高次の判断に触れるために用いられるにとどまらない。そうではなく、むしろその話し合い自体が、学級という集団の規範の確認と再構築に資する相互行為 (共同活動) として行われるのである。このような性格をもつ話し合いにおける道德意識の形成は、自律性、多元性、社会的共同性などを特徴とする公共性意識の形成でもあると言えるだろう」 (野平 2005 : 9) と述べている。

また、討議倫理学と道德教育の関係について考察したものとして、西野(1998)がある。ただし、西野(1998)は、コールバーグとの関係について論じてはいない。詳細は、上地他(2014)を参照のこと。

(3) 訳者であるマッカーシーは、書名を『史的唯物論の再構成』ではなく、『コミュニケーションと社会進化(Communication and the Evolution of Society)』と題している。そこには、『史的唯物論の再構成』には収められていない「普遍的語用論とは何か」が収められており、1970年代以後のハーバーマス思想の特徴を示したテキストになっている。訳者によるイントロダクションのなかで、ハーバーマスが自律に注目していることについて、次のように述べている。「基礎的な心理学概念が、社会経済の概念を統合すべきであるという初期フランクフルト学派の特徴であった。なぜなら、自律した自我と解放された社会の視点は、本質的に互いに依存しあっているからである」(McCarthy 1995:xix)。

(4) ハーバーマスは、このような段階における人格について次のように述べている。超自我のサンクションや外的現実などによってもたらされる道徳的なコンフリクトが生じている状態にあっても、「なおも保ち続けることのできるような人格を『善』(gut)と判定する」(Habermas 1976:86=2000:95)。

(5) 二年前にあたる1981年には大著『コミュニケーション的行為の理論』が出版されている。それゆえ、『道徳意識とコミュニケーション的行為』はコミュニケーション論的転回以後のテキストとして位置づけることができる。

(6) ハーバーマスは、コミュニケーション論的転回以後、精神分析をとりあげることとはなくなっている。それゆえ、ホネットは、次のようにハーバーマスの思想の特徴を述べている。「ハーバーマスは、コミュニケーション的行為の理論を展開するとともに、精神分析との狭い結びつきをやめて、ポスト慣習的な道徳意識という一貫した好機を解釈する基礎概念として、ピアジェやコールバーグによる発達心理学をその理論に位置づけている」(Honneth 2010:252-3)。

(7) ケンプケスは教育学の自律性を問題にしており、ハーバーマスの理論が新たな普遍性を提供するのだろうか、と問うている。その問題意識は、『道徳意識とコミュニケーション行為』や討議倫理をスケッチすることを通して、かつての解放的教育学とは異なる視点がハーバーマスから提示されているのではないか、ということにある。

* 邦訳のある文献については、適宜参照したが、必要に応じて訳は変更している。

【引用文献】

浅沼茂(1988)「価値観発達と教育——コールバーグからハーバーマスへ——」『聖路加看護大学紀要』第14巻

上地完治・藤井佳世・小林大祐・澤田稔(2014)「道徳教育という観点からみた討議倫理学の課題と意義」『琉球大学教育学部紀要』第84集

- Forst,R.(2009) Diskursethik,in Brunkhorst,H.,Kreide,R.,Lafont,C. (Hrsg.), *Habermas Handbuch*, J.B.Metzler.
- Habermas,J.(1976) *Rekonstruktion des Historischen Materialismus*,Suhrkamp.=2000 (清水多吉監訳) 『史的唯物論の再構成』法政大学出版局
- Habermas,J.(1983) *Moralbewußtsein und kommunikatives Handeln*,Suhrkamp.=2000 (三島憲一他訳) 『道德意識とコミュニケーション行為』岩波書店
- Habermas,J.(1985) *Die Neue Unübersichtlichkeit*, Suhrkamp.=1995 (河上倫逸監訳) 『新たなる不透明性』松籟社
- Habermas,J.(1991) *Erläuterungen zur Diskursethik*, Suhrkamp.=2005 (清水多吉・朝倉輝一訳) 『討議倫理』法政大学出版局
- Honneth,A.(2010) *Das ich im Wir*, Suhrkamp.
- Kempkes,H.L.(1992) Universalistische Rechtfertigung der Paedagogik und die Theorie Habermas', in *Paedagogische Rundschau*,46.
- Kohlberg,L.,Levine,C.,Hewer,A.(1983) *Moral Stage:A Current Formulation and a Response to Critics*,Karger AG.=1992 (片瀬一男・高橋征仁訳) 『道德性の発達段階——コールバーグ理論をめぐる論争への回答——』新曜社
- McCarthy,T.(1995) Translator's Introduction, in *Communication and the Evolution of Society*(by Habermas),Polity Press.
- 永野重史 (1987) 「序」L.コールバーグ著 (永野重史監訳) 『道德性の形成——認知発達のアプローチ』新曜社
- 西野真由美 (1998) 「ハーバーマスの討議倫理学における道德的観点の検討」教育哲学会編 『教育哲学研究』第77号
- 野平慎二(2005) 「道德授業における公共性意識の形成——J.ハーバーマスと L.コールバーグの比較から——」 『富山大学教育実践総合センター紀要』No.6.
- Noddings,N.(1984) *Caring*, University of California Press.=1997 (立山善康・林康成・清水重樹・宮崎宏志・新茂之訳) 『ケアリング 倫理と道德の教育——女性の観点から』晃洋書房
- Papastehanou,M.(1999) Discourse Theory and its Implications for Philosophy of Education, in *Journal of Philosophy of Education*,vol.33,No.3.
- 渡邊満(2002) 「自己形成トポスとしての『教室という社会』の再構築——『共生』に基盤をおく道德教育の可能性——」 『教育哲学研究』第85号
- 渡邊満(2006) 「心に響く道德指導へ向けた工夫のあり方について(2):話し合い活動を基盤にした道德授業をめざして」 『教育研究論叢』7巻

附記：本研究は、研究分担者として参加した平成24～26年度科学研究費助成事業（基盤研究（B））「話し合い活動を重視した道德授業の根本原理となる批判的討議倫理学の理論的基礎研究」（課題番号24330248）の研究成果の一部である。

